

2016年6月9日

各 位

本店所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号
会 社 名 ソフトバンクグループ株式会社
(コード番号 9984 東証第一部)
代 表 者 代表取締役社長 孫 正義

当社子会社（ヤフー株式会社）による公開買付けの開始に関するお知らせ

当社の子会社であるヤフー株式会社（東証第一部、コード番号：4689、以下「ヤフー」）は、2016年6月9日、株式会社イーブックイニシアティブジャパン（東証第一部、コード：3658）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得することを決定しましたので、別添資料のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けによる当社連結業績への影響は軽微です。

ヤフーの概要

所在地	東京都港区赤坂九丁目7番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮坂 学
事業内容	インターネット上の広告事業 イーコマース事業 会員サービス事業 その他事業
資本金	8,358百万円（2016年3月末現在）

以 上

*****（本件に関する報道機関からのお問い合わせ先）*****
ソフトバンクグループ株式会社 広報室 03-6889-2300



2016年6月9日

各 位

会 社 名	ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 宮坂 学 (コード番号 4689 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先	最高財務責任者 大矢 俊樹
電 話	03-6440-6170

株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券（証券コード3658）に対する

公開買付けの開始に関するお知らせ

ヤフー株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、2016年6月9日、以下のとおり、株式会社イーブックイニシアティブジャパン（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、コード：3658、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

この度、当社は、2016年6月9日、後述の本第三者割当増資と組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、東京証券取引所の開設する市場である東京証券取引所市場第一部に上場している対象者株式に対する公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、当社は、対象者株式を100株所有しております。

併せて、当社は、2016年6月9日、対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決定いたしました（本資本業務提携契約の概要については、下記「（4）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。

また、本日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は、本公開買付けを国際会計基準（International Financial Reporting Standards）第10号「連結財務諸表」に基づき対象者を連結子会社化することを目的として行うものであること、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を、2,427,700株（所有割合（注1）：49.00%。なお、増資前完全希薄化ベースの持株割合（注2）で計算した場合、41.63%となります。）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（2,427,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、990,800株（所有割合：20.00%。なお、増

資前完全希薄化ベースの持株割合で計算した場合、16.99%となります。)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、対象者が2016年6月9日に公表した「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付け及び後述の本第三者割当増資(以下、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。)の実施を通じて、優れた顧客基盤及びマーケティング・ノウハウを有し、女性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める「Yahoo!ブックストア」を展開する当社と、電子書籍における豊富な知見及び作者・出版社との良好なリレーションを有し、男性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める対象者が同一グループとなり、強固な資本関係を前提に双方の経営資源を円滑に相互活用することで、競合他社と差別化されたサービス提案(具体的には、①コンテンツの提供におけるシナジー、②販売促進におけるシナジー、③システム開発におけるシナジー、④集客におけるシナジー)を実現し、ひいては各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に至ったことから、2016年6月9日開催の対象者取締役会において、対象者の全ての取締役が出席し、取締役の全員一致により、本資本業務提携契約を締結することを決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

一方で、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者は本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役において、公開買付者と会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役はいないとのことです。そのため、上記2016年6月9日開催の対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には、対象者の全ての取締役が参加しているとのことです。

また、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名全員出席)は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、対象者が2016年6月9日に関東財務局長に提出した有価証券届出書(以下「対象者有価証券届出書」といいます。)及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」(以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。)によれば、対象者は、2016年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の終了後の2016年7月29日から2016年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行(本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式に

ついて払込みがあったものとして計算した最大値であります。)について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本日現在当社が所有する対象者株式(100株)と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合(注3)を41.00%とするために必要な数の対象者株式(但し、100株単位未満を切り上げた数)について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式2,373,400株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当増資により調達する資金については、①システム/セキュリティ投資対応に900百万円、②マーケティング/プロモーション強化に1,000百万円及び③オフィス増床に100百万円が充当される予定であるとのことです。残額については、運転資本に充当するとのことです。なお、本第三者割当増資の詳細については、下記「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(注1) 対象者が2016年6月7日に公表した「平成29年1月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された2016年4月30日現在の対象者株式の発行済株式総数5,354,800株から本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の対象者の保有する対象者株式に係る自己株式数400,200株を控除した株式数(4,954,600株)を分母として算出される割合(小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。)をいいます。

(注2) 本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の対象者株式の発行済株式総数(5,354,800株)に、対象者が2016年4月22日に提出した第16期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された、2016年1月31日現在の対象者が発行する、第6回新株予約権570個(目的となる株式数114,000株)、第7回新株予約権620個(目的となる株式数124,000株)、第10回新株予約権43個(目的となる株式数8,600株)、第11回新株予約権10個(目的となる株式数2,000株)、第12回新株予約権70個(目的となる株式数7,000株)、第13回新株予約権77個(目的となる株式数7,700株)、第14回新株予約権1,160個(目的となる株式数116,000株)、及び、第15回新株予約権980個(目的となる株式数98,000株)を合計した各新株予約権(以下、これらの新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)合計3,530個の目的となる対象者株式数の合計477,300株(対象者によれば、2016年6月9日現在の本新株予約権の目的となる株式数の合計は、477,300株とのことです。)を加算した株式数(5,832,100株)を分母として算出される割合をいいます。

(注3) 本取引により当社が保有することとなる対象者株式数を分子とし、本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の対象者の発行済株式総数(5,354,800株)に、本有価証券報告書に記載された、2016年1月31日現在の対象者が発行する本新株予約権合計3,530個の目的となる対象者株式数の合計477,300株(対象者によれば、2016年6月9日現在の本新株予約権の目的となる株式数の合計は477,300株とのことです。)を加算し、さらに本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式数を加算した数を分母として算出される割合をいいます。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、1996年1月に、当社の親会社であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)と当社の第二位株主であるYahoo! Inc. (以下「ヤフー・インク」といいます。)が合弁で、ヤフー・インクが行っているインターネット上の情報検索サービスの提供を日本で行うことを目的として設立されました。

現在、当社は、検索連動型広告(検索したキーワードに対して表示される広告)やディスプレイ広

告（画像や映像を用いて表示される広告）等の広告関連サービスや、日本最大級のオンライン・オークションサービス「ヤフオク!」やオンライン・ショッピングサイト「Yahoo!ショッピング」等のeコマース関連サービスなどを提供しております。

課金サービスも積極的に展開しており、月額有料会員（Yahoo!プレミアム会員、Yahoo! BB 利用者、Yahoo! JAPAN 及び提携企業（「Yahoo!ウォレット」を通じた決済分に限ります。）が提供するデジタルコンテンツ・サービス等の会員）ID 数は 1,688 万 ID（2016 年 3 月末現在）に達し、「Yahoo!プレミアム」は 2016 年 3 月に e コマースの特典を強化し、T ポイントがいつでも 5 倍もらえる特典と補償を充実いたしました。また、月額の動画配信サービスの「プレミアム GYA0!」を 2016 年 2 月に開始し、動画配信サービスの強化にも取り組んでおります。

課金サービスに含まれる電子書籍サービスは、2003 年 9 月に開始した PC 専用の「Yahoo!コミック」を 2011 年 11 月に総合電子書店としてリニューアルする形で「Yahoo!ブックストア」として開始いたしました。同時にスマートフォンやタブレット端末等マルチデバイス対応を行い、スマートフォンの普及と共に多くのユーザーに利用されております。サービス開始以来、サンプルを速やかに楽しめるブラウザでの閲覧や 1 クリックで商品を購入できる仕組みなどユーザーにおける利便性を高めるよう、常時改善に取り組んでおります。

また、電子書籍ならではの取組みとして、現在では電子書籍業界において販売促進策として広く行われている電子コミックの冒頭巻の無料提供を 2012 年 5 月に業界に先駆けて開始しました。講談社の出版する女性コミック雑誌 6 誌に連載されている人気作品のほか、過去の名作や人気作品の冒頭巻無料なども提供する「女子コミ!」、月額定額制で 2 万冊以上の電子書籍を提供する「読み放題」サービスなど、積極的な事業展開に取り組んでおります。

一方、商品開発においては出版社との当社独自の取組みによりオリジナルパッケージ商品を提供することで電子書籍ならではの新しい価値を提供しております。その他にも、事業拡大を目的として 2014 年 3 月より当社と同じく電子書籍サービスを展開している株式会社パピレスと提携し、当社の提供するサービス同様女性ユーザーの多い「Renta!」との相互誘導により女性新規ユーザー獲得の相乗効果を生んでおります。

当社は、上記のように女性向けの施策を中心に実施しながら事業を拡大してきました。電子書籍市場は今後も拡大が見込まれ競合が乱立する状況の中、集客力、商品力の強化に力を入れて行く所存ですが、当社の電子書籍事業のさらなる成長のため、当面男性ユーザーのさらなる獲得が課題として挙げられます。

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2000 年より、コミックを中心に小説、雑誌、ビジネス書等の幅広い品揃えを有する電子書店「eBookJapan」を運営しており、拡大が続く電子書籍市場のパイオニアとして、積極的に事業拡大に取り組んできたとのことです。加えて、対象者は、これまで培ってきた豊富な品揃えと信頼性の高いシステムを活かし、対象者以外の電子書店へのコンテンツ提供及びこれまで電子書籍を扱ったことのない事業者への電子書籍配信システム等の提供を行う BtoB モデルの電子書籍提供事業にも注力しており、豊富な顧客基盤を有するポータルサイト運営企業との提携による電子書籍販売や、航空会社との提携による航空機内での電子書籍閱讀サービスの提供など、電子書籍の新しい楽しみ方を提案してきたとのことです。また、対象者は、その発行する株式を、2011 年 10 月に東京証券取引所マザーズ市場にその発行株式を上場し、2013 年 10 月には東京証券取引所市場第一部に上場しております。さらに、対象者は、オンライン書店「BOOKFAN」「boox」を運営する株式会社ブックスを 2015 年 5 月に完全子会社化、2016 年 5 月には対象者との合併手続を完了し、紙書籍・DVD 等のオンライン販売もサービスラインナップに加えているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者及び対象者の連結子会社 7 社で構成される対象者グループ（以下「対象者グループ」といいます。）では、「電子書籍のリーディングカンパニーとして、日本

の貴重な出版資産を手軽な形で、世界中の皆さまの手元に届けるとともに、地球環境保護にも寄与する」をミッションとして掲げ、2015年3月12日発表の中期経営計画に基づき、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し鋭意取組みを進めているとのことです。その存立する電子書籍業界においては、国内の市場規模は順調に拡大する一方で、業種、業態の垣根を越えた競争が激化しており、大規模な広告宣伝、ポイントキャンペーン等による新規ユーザーの取込み、既存ユーザーの囲い込みや、従来の単巻販売に留まらない会員向け定額読み放題サービス、無料マンガアプリなど、新しい事業モデルへの取組みが進んでいるとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、こうした事業環境の下、国内市場における盤石な体制と競争優位を築くことが急務となっており、女性や未だ電子書籍の購入・閲読経験がない層を惹きつけるマーケティング手法、電子書籍を既に愛読している既存ユーザー層へのさらなる利便性の提供、ユーザーの嗜好や読書環境に合わせて最適なコンテンツを提供するノウハウ、電子書籍配信プラットフォームのたゆまぬ機能改善等の各分野にて、将来の成長に向けた積極的な事業投資が不可欠と判断しているとのことです。

さらには、対象者は、電子書籍業界が拡大していく中で早晚再編・淘汰が進むことを想定しており、合従連衡も含めたシェア拡大によるお客様の認知度と安心感を高めることの重要性が増していくものと考えているとのことです。今回の資本業務提携により、電子書籍における、豊富な知見、及び作者・出版社との良好なリレーションを有し、男性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める対象者と、優れた顧客基盤及びマーケティング・ノウハウを有し、女性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める当社が同一グループとなり、安定的な資本関係を前提に双方の経営資源を円滑に相互活用することで、電子書籍を愛読している既存ユーザー層へのさらなる利便性の向上、及び新規ユーザー層の取り込み強化に取り組み、競合他社と差別化されたサービス提案の実現を図っていくとのことです。

このような背景の下、当社は、2015年12月中旬、対象者より電子書籍事業の持続的な成長を加速するために戦略的パートナーとして資本業務提携の検討を行うことについて打診を受けました。

当社は、かかる打診を受けて、安定的な資本関係を基礎としつつ強固な提携関係を構築することの是非につき、対象者を当社のパートナー候補の1社として初期的な検討を開始いたしました。その後、当社は、2015年12月下旬から2016年1月下旬にかけて、対象者の経営陣と面談を複数回実施し、対象者の事業価値、今後の将来性及び当社の展開する事業との親和性を含めた事業上のシナジーにつき議論をしつつ、対象者株式の取得に向けた検討を進めてまいりました。

当社は、かかる初期的な検討の結果、業務提携のみによる提携にとどまらず、両社の持つ経営資源や知見を相互に活用し、マーケティング業務やシステム開発等におけるより広範な提携を行うことにより、両社の事業上のシナジーの最大化を図ることができ、当社における電子書籍事業の成長戦略の実現をより一層確実にすることができること、他方で、現状の何ら資本関係が存在しない当社と対象者との間の関係では、提供できる経営資源や知見にも自ずと限界があり、円滑な相互活用に支障も生じ得ることから、事業上のシナジーを最大化するためには、当社と対象者が同一グループとなり、安定的な資本関係の下、強固な提携関係を構築する必要があるとの判断に至りました。

そこで、当社は、このような判断の下、2016年2月17日、対象者に対し、当社による対象者の連結子会社化を含む両者間の資本業務提携の提案を行いました。

その後、当社は、対象者との間で当社による対象者の連結子会社化を含む資本業務提携の実施の是非及びその方法について、本格的な協議・検討を開始し、対象者に対するデュー・ディリジェンス及び対象者との間でのシナジーの創出に向けた複数回の協議・検討を行ってまいりました。

その間、当社は、2016年3月上旬から同年4月中旬にかけて、対象者の代表取締役社長である小出齊氏との面談を複数回実施し、対象者との協働に関する当社の取組方針を説明するとともに、当社に

よる対象者の連結子会社化を含む資本業務提携の実施の是非及びその方法についての協議・交渉を複数回にわたって行ってまいりました。

その結果、当社及び対象者は、2016年4月下旬、対象者が創業時より培ってきた出版社とのネットワーク及び良質な顧客基盤、当社並びに当社の連結子会社61社及び持分法適用関連会社30社（2016年3月末日現在）で構成される当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の有するノウハウや人材・ネットワークといった経営リソース・インフラの更なる有効活用を通じて、当社及び対象者の成長力及び競争力を一層強化することが可能となるとの認識に至りました。

このような協議・検討・交渉の結果、当社は、当社が対象者を連結子会社化し、当社と対象者が同一グループとなることにより、当社と対象者が、安定的な資本関係の下で、強固な提携関係を構築することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の有効な相互活用、当社グループとしての中期戦略の達成に資すること、また、当社による対象者の連結子会社化を実行するためには、当社による対象者株式に対する公開買付けにより、対象者の株主の皆様への売却の機会を確保するとともに、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法を組み合わせることにより、対象者の資金需要の全部又は一部を満たすことができると考えられることから、公開買付けに加え、公開買付けの結果を踏まえ、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法が有用であるとの判断に至りました。そして、当社は、2016年4月26日、対象者に対して、当社が対象者を連結子会社化することを含む資本業務提携の方法として、本取引、すなわち、当社による対象者株式に対する本公開買付け及び当社を割当予定先とする本第三者割当増資を実行することを提案しました。その後の協議・交渉を経て、当社は、2016年6月9日、本公開買付けと本第三者割当増資とを組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本資本業務提携契約を締結すること、本公開買付けを実施すること、及び本第三者割当増資に関して対象者が2016年6月9日に関東財務局長に提出した対象者有価証券届出書の効力の発生を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資により発行する対象者株式を当社が引き受けることを決定し、同日、対象者との間において、本資本業務提携契約を締結いたしました。

なお、これまでの協議において、今回の当社による対象者の連結子会社化により、以下の事業シナジーが期待されるものと考えております。

1. コンテンツの提供におけるシナジー

「eBookJapan」と「Yahoo!ブックストア」の連携により販売コンテンツを相互に補完、より多くのコンテンツを提供することでユーザーメリットに繋がるものが期待されます。

また、男性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める「eBookJapan」と女性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める「Yahoo!ブックストア」の連携は両社にとってももちろんのこと、コンテンツホルダーにとっても販売機会の向上に繋がるものが期待されます。

2. 販売促進におけるシナジー

両社が蓄積してきた販売促進手法の共有や当社グループのマーケティングデータ、レコメンドシステム（ある商品と同時に購入される頻度の高い商品を表示するシステム）の活用により、ユーザーにマッチしたコンテンツの提示が可能となり、より効率的な販売促進やユーザーの満足度に繋がるものが期待されます。

3. システム開発におけるシナジー

アクセスデータやカスタマーサポートに寄せられたユーザーの意見を参考に行ってきた、両社シ

システム開発のノウハウ共有や今後のプランの共有により、ユーザーにとってより魅力的なサービス作りができると考えられます。

4. 集客におけるシナジー

両社の過去のデータを基に効果の高かった施策を活用した当社以外のインターネットメディアでの広告宣伝の効率化や両社の知見を交換することによる SEM（サーチエンジンマーケティング。検索からの集客を増やす手法）の改善により集客効果が期待されます。

以上のほか、当社は、本取引後も、対象者がこれまで築き上げた出版社との良好な関係維持、良質な顧客基盤を十分に活かすことに留意の上、事業上のシナジー創出のための連携強化の方針を対象者との間で協議の上、慎重に決定する予定です。

なお、当社は、対象者との間で、本資本業務提携契約を締結し、本取引後において、業務提携を行うことを合意しており、本資本業務提携契約に従い、本取引後、以下の内容を含む業務提携契約を別途締結する予定です。

- ① 当社は、その提供する電子書籍サービスである「Yahoo!ブックストア」に関し、対象者に対し、「Yahoo!ブックストア」の企画、編成、制作、電子書籍の調達等の運營業務を委託する。
- ② 当社及び対象者は、両社がそれぞれ提供する電子書籍サービスに関し、販売促進に向けた施策その他のプロモーションに係る施策を共同して実施する。
- ③ 当社及び対象者は、両社がそれぞれ提供する電子書籍サービスの統合の是非について協議・検討を行う。

また、当社及び対象者は、本取引の実行後、両社の企業価値の向上を図るため、両社がそれぞれ提供する紙書籍販売事業に係る業務提携や協業について協議・検討を行うものとします。

また、本取引実施に伴い、当社による対象者の連結子会社化を実現すると共に、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に含まれる本第三者割当増資により調達する資金については、システム/セキュリティ投資、マーケティング/プロモーション強化及びオフィス増床に充当する予定であるとのこととです。

なお、当社は、対象者との間で、本資本業務提携契約において、本取引後における対象者の経営方針として、①対象者株式の上場を維持し、かつ、対象者が上場企業として少数株主の利益に配慮すること、②当面の間、対象者の商号を変更せず、これを維持すること、及び③当面の間、対象者が提供する「eBookJapan」の名称を変更せず、これを維持することを確認しております。

さらに、当社は、本取引の成立後、本資本業務提携契約に基づき、対象者の取締役として、対象者の全取締役の過半数となるために必要最小限の数を、また、対象者の監査役として、2名を、それぞれ当社より指名することができます。そのため、当社は、本取引の成立後、対象者の取締役として、対象者の全取締役の過半数となるために必要最小限の数である4名を、また、対象者の監査役として、2名を、それぞれ指名し、対象者に対し、臨時株主総会を開催するよう要請するとともに、かかる臨時株主総会において、これらの者を候補者とする取締役選任議案及び監査役選任議案を上程するよう要請する予定です。なお、当社は、対象者の監査役として、2016年6月9日現在の対象者の監査役からその候補者を指名する可能性があります。具体的な指名の対象者は本日現在未定です。当社が2016年6月9日現在の対象者の監査役からその候補者を指名する場合には、その候補者は対象者の監

査役として任期が満了していないため、上記監査役選任議案の候補者として上程されない予定です。

なお、2016年6月9日現在の対象者の取締役3名全員につき、代表取締役社長である小出齊氏は対象者の代表取締役社長として、他の取締役2名は対象者の取締役として、いずれも本取引の成立後も引き続き留任する予定であるため、対象者の取締役の員数は合計7名となる予定です。また、対象者の監査役の員数は合計3名となる予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

当社が大和証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照下さい。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、2016年6月8日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、KPMG FASは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、当社及び対象者との間で重要な利害関係を有しません。また、対象者は KPMG FAS から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

KPMG FAS は、対象者株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の価値算定を行っているとのことです。

KPMG FAS は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから株式市価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、対象者株式の価値を算定しているとのことです。KPMG FAS が上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

株式市価法：618円～718円

DCF法：830円～1,093円

株式市価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2016年6月8日を基準日として東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値680円、直近1ヶ月の終値単純平均値718円（小数点以下を四捨五入。以下、株価平均値の計算において同様に計算しております。）、

直近3ヶ月の終値単純平均値 618 円、直近6ヶ月の終値単純平均値 624 円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を618円から718円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の2017年1月期から2021年1月期までの事業計画、直近までの業績の動向に基づき、2017年1月期第2四半期以降対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値のレンジを830円から1,093円までと分析しているとのことです。なお、DCF法的前提とした事業計画においては、計画期間（2017年1月期から2021年1月期）の各期において、大幅な増益を見込んでいるとのことです。これは、2017年1月期から2018年1月期においては主にBtoB展開やクロスメディア展開等の施策による売上拡大を要因として、2017年1月期に営業赤字が解消し、2018年1月期に営業黒字へと回復することを見込んでいるためであるとのことです。また、2019年1月期から2021年1月期においては、主に品揃えの更なる充実や販売サイトの使い易さの改善、競合書店等との業務提携、資本提携等による電子書籍配信における対象者の市場シェア増加、及びオペレーション効率化等を要因として、営業利益が2019年1月期に対前年比289%、2020年1月期に同175%、2021年1月期に同80%程度増加することを見込んでいるためであるとのことです。なお、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

KPMG FASは、対象者株式価値の算定に際して、対象者から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、対象者株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、KPMG FASは、対象者とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。

KPMG FASによる対象者株式価値の算定は、2016年6月8日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した対象者の事業計画については、対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における独立した第三者委員会からの意見

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当増資が実行された場合、本第三者割当増資により発行する新株式数が最大で2,373,400株（議決権数23,734個）であるため、平成28年4月30日現在の対象者の発行済株式総数5,354,800株の44.32%（平成28年4月30日現在の議決権総数49,520個に対する比率は47.93%）となり、対象者株式は25%以上の希薄化が生じる可能性があることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意事項（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。また、上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社が対象者の取締役のうち過半数を指名する権限を有し、その

結果、対象者の取締役会の構成員の過半数を占めることになることが見込まれるため、割当予定先である当社は対象者の支配株主となる予定であります。

そこで、対象者は、対象者及び対象者の経営者から独立した者からの本第三者割当増資についての意見の聴取のため、過去において対象者及び当社と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、阿部・井窪・片山法律事務所の伊藤尚氏、公認会計士坂上信一郎事務所の坂上信一郎氏、及び横浜市立大学国際総合科学部准教授である芦澤美智子氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求め、2016年6月8日付で、本第三者委員会から、本第三者割当増資については、その必要性及び相当性が認められるとの意見を入手しております。

なお、かかる意見の概要については、対象者が2016年6月9日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者は、当社との間で、本資本業務提携の内容、本第三者割当増資の必要性及びその条件、並びに本公開買付け価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってきたとのことです。なお、対象者は、このような協議・検討の過程で、本「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である KPMG FAS に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得し、また、対象者のリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から法的助言を得ているとのことです。

上記協議・検討の結果、対象者は、本取引の実施を通じて、優れた顧客基盤、及びマーケティング・ノウハウを有し、女性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める「Yahoo!ブックストア」を展開する当社と、電子書籍における豊富な知見、及び作者・出版社との良好なリレーションを有し、男性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める対象者が同一グループとなり、強固な資本関係を前提に双方の経営資源を円滑に相互活用することで、競合他社と差別化されたサービス提案（具体的には、①コンテンツの提供におけるシナジー、②販売促進におけるシナジー、③システム開発におけるシナジー、④集客におけるシナジー）を実現し、ひいては各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に至ったことから、2016年6月9日開催の対象者取締役会において、全ての対象者の取締役が出席し、取締役の全員一致により、本資本業務提携契約を締結することを決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

一方で、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者は本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役において、当社と会社法第 369 条第 2 項に定める特別の利害関係を有する取締役はいないとのことです。そのため、上記 2016 年 6 月 9 日開催の対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には、対象者の全ての取締役が参加しているとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の全ての監査役（3名）が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

(4) 本公開買付けに関する重要な合意等

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりであります。

(i) 目的

当社及び対象者は、本取引等を通じて、対象者を当社の連結子会社とすることにより、安定的な資本関係を構築すること、及び以下の事項の実現に向けた、協議、検討を含む業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を行い、強固な提携関係を構築することを目的として、本資本業務提携契約を締結する。

- (a) 当社及び対象者が保有するアセット、知見、ノウハウを持ち寄り、電子コミック事業での国内シェア No. 1（将来的には世界シェア No. 1）を目指すこと
- (b) 当社及び対象者が運営する電子書籍事業における、出版社からの調達業務、マーケティング業務、システム開発等で協力すること及び協力による事業シナジーを最大化すること
- (c) 当社及び対象者が運営する電子書籍事業の将来的な統合を検討すること

(ii) 本公開買付けに関する事項

対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにつき、取締役会決議（出席取締役全員の一致によるものであり、かつ出席監査役全員の異議がない旨の意見を得たもの）（以下「本賛同決議」といいます。）を行い、本賛同決議を訂正、撤回、変更せず、また、本賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わないものとする。但し、対象者が本賛同決議を維持、継続すること又は対抗公開買付けへの反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。

(iii) 本第三者割当増資に関する事項

- (a) 対象者は、本第三者割当増資を行う旨の取締役会決議（出席取締役全員の一致によるものであり、かつ出席監査役全員の異議がない旨の意見を得たもの）（以下「本株式発行決議」といいます。）を行い、本株式発行決議を訂正、撤回、変更せず、また、本株式発行決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わないものとする。但し、対象者が本株式発行決議を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。
- (b) 当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合には、当社が、本公開買付けの結果を確認の上、本公開買付けにより買付け等を行う対象者株式の数と合計して本取引実行後の時点における当社の増資後完全希薄化ベースの持株割合を 41.00%とするために必要な数（但し、単元（100 株）未満の数については単元株式数まで切り上げた数とする。）の対象者株式を取得するために必要な払込金額の払込みを行う予定であり、また、本公開買付けが成立しなかった場合には、対象者株式を取得するために必要な払込金額の払込みの全部を行わない予定である旨を相互に確認する。

(iv) 業務提携

当社及び対象者は、両社の企業価値の向上を図るため、大要、以下の内容の本業務提携を行うことを合意する。当社及び対象者は、本業務提携を行うことに向けて、本取引の実行後、速やかに、以下の内容を含む業務提携契約を別途締結する。

- (a) 当社は、その提供する電子書籍サービスである「Yahoo!ブックストア」に関し、対象者に対し、「Yahoo!ブックストア」の企画、編成、制作、電子書籍の調達等の運営業務を委託する。
- (b) 当社及び対象者は、両社がそれぞれ提供する電子書籍サービスに関し、販売促進に向けた施策その他のプロモーションに係る施策を共同して実施する。
- (c) 当社及び対象者は、両社がそれぞれ提供する電子書籍サービスの統合の是非について協議・検討を行う。

また、当社及び対象者は、本取引の実行後、両社の企業価値の向上を図るため、両社がそれぞれ提供する紙書籍販売事業に係る業務提携や協業について協議・検討を行うものとする。

(v) 本取引実行後の対象者の運営

- (a) 当社及び対象者は、本取引の実行後においても、当面の間、対象者株式の上場を維持し、かつ、本取引の実行後、対象者が上場企業として少数株主の利益に配慮することを相互に確認する。
- (b) 当社及び対象者は、本取引の実行後においても、当面の間、対象者の商号を変更せず、これを維持することを相互に確認する。
- (c) 当社及び対象者は、本取引の実行後においても、当面の間、対象者が提供する電子書籍販売事業のサービス名称（「eBookJapan」）を変更せず、これを維持することを相互に確認する。

(vi) 本取引実行後の対象者の役員体制

- (a) 当社は、本取引の実行後、当社の指名する取締役の数が対象者の取締役の過半数となるために必要最小限の数の取締役候補者を指名することができるものとする。
- (b) 本取引の実行後における対象者の監査役の員数は3名とし、当社は、本取引の実行後、2名の監査役候補者を指名することができるものとする。
- (c) 対象者は、本取引の実行後、実務上可能な限り速やかに、臨時株主総会を招集し、当社が指名する者を取締役候補者及び監査役候補者とする取締役選任議案及び監査役選任議案をそれぞれ上程し、かかる議案がそれぞれ原案どおり承認可決されるよう合理的な範囲で最大限協力するものとする。なお、かかる対象者の臨時株主総会において、かかる議案の全部又は一部が否決された場合において、当社が要請するときは、対象者は、実務上可能な限り速やかに、臨時株主総会を招集するものとする。対象者は、当該臨時株主総会又はかかる否決された株主総会以降最初に開催される定時株主総会において、当社が指名する者を取締役候補者及び監査役候補者とする取締役選任議案及び監査役選任議案をそれぞれ上程し、かかる議案がそれぞれ原案どおり承認可決されるよう合理的な範囲で最大限協力するものとする。
- (d) 当社及び対象者は、本資本業務提携契約締結日現在の対象者の代表取締役である小出齊氏が、本取引の実行後においても、引き続き対象者の代表取締役としてその職務を遂行する予定であることを相互に確認する。

(vii) 終了事由

本資本業務提携契約は、以下に定めるいずれかの場合に該当するとき終了するものとする。

- (a) 当社及び対象者が、書面で本資本業務提携契約の終了につき合意した場合
- (b) 本資本業務提携契約が当社又は対象者により解除された場合
- (c) 本公開買付けが2016年9月30日（但し、本公開買付けの実施に更に期間を要することを理由に当社が合理的に要請し、対象者が承諾した場合には、当該要請に係るその他の日とする。）までに開始されない場合
- (d) 本公開買付けが不成立となった場合

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、2016年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付け期間の終了後の2016年7月29日から2016年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付け価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で

成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。)について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本日現在当社が所有する対象者株式(100株)と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式(但し、100株単位未満を切り上げた数)について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式2,373,400株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

さらに、対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当増資により調達する資金については、①システム/セキュリティ投資対応に900百万円、②マーケティング/プロモーション強化に1,000百万円及び③オフィス増床に100百万円が充当される予定であるとのことです。残額については、運転資本に充当するとのことです。

なお、当社は、上記のとおり、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式2,373,400株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、その場合は、資本業務提携先である当社から借入れ等の資金面での支援を受けるほか金融機関その他の外部からの借入れ等による資金調達を行うことで、上記項目を実施していくとのことです。なお、この場合における支出予定時期及び優先順位に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、当社と協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定であるとのことです。

また、当社は、本取引の結果、当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式を取得することができた場合には、現時点で、対象者株式を追加で取得する予定はありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は、買付予定数の上限を2,427,700株(所有割合:49.00%)として本公開買付けを実施いたします。また、上記「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合においても、当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合は41.00%から41.63%となりますので、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所市場第一部における上場を維持する方針です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社イーブックイニシアティブジャパン	
② 所 在 地	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小出 斉	
④ 事 業 内 容	電子書籍の配信	
⑤ 資 本 金	779,589千円(2016年1月31日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	2000年5月17日	
	クックパッド株式会社	9.98%

⑦ 大株主及び持株比率 (2016年1月31日現在)	株式会社イーブックイニシアティブジャパン	7.47%
	小出 斉	3.17%
	株式会社小学館	2.99%
	寺田 航平	2.42%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.38%
	鈴木 雄介	1.59%
	大貫 友宏	1.31%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.28%
⑧ 当社と対象者の関係	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.27%
	資 本 関 係	当社は、対象者株式を100株所有しております
	人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。

(注)「大株主及び持株比率(2016年1月31日)」における持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)を記載しております。

(2) 日程等

① 日程

公開買付実施決定日	2016年6月9日(木曜日)
公開買付開始公告日	2016年6月10日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2016年6月10日(金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2016年6月10日(金曜日)から2016年7月22日(金曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金850円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付に関して、重要な利害関係を有しておりません。

大和証券は、当社からのかかる依頼に基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者株

式の株式価値の算定を行っており、当社は2016年6月8日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 618円～718円
DCF法	: 774円～978円

市場株価法では2016年6月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値680円、過去1ヶ月間の終値単純平均株価718円、過去3ヶ月間の終値単純平均株価618円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価624円を基に、618円～718円と算定されております。

また、DCF法では2017年1月期から2021年1月期の対象者の事業計画を基に当社が修正を行った修正事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が2017年1月期以降生み出すフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して評価した株式価値を基に、774円～978円と算定されております。

当社は、大和証券から取得した本株式価値算定書の結果のほか、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等に鑑み、2016年6月9日、本公開買付価格を850円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格850円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である2016年6月8日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値（680円）に25.00%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）を、過去1ヶ月間（2016年5月9日から2016年6月8日まで）の終値単純平均株価（718円）に18.38%のプレミアムを、過去3ヶ月間（2016年3月9日から2016年6月8日まで）の終値単純平均株価（618円）に37.54%のプレミアムを、過去6ヶ月間（2015年12月9日から2016年6月8日まで）の終値単純平均株価（624円）に36.22%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

② 算定の経緯

当社は、2016年2月17日、対象者に対し、当社による対象者の連結子会社化を含む両者間の資本業務提携の提案を行い、その後、当社は、対象者との間で当社による対象者の連結子会社化を含む資本業務提携の実施の是非及びその方法について、本格的な協議・検討を開始し、対象者に対するデュー・ディリジェンス及び対象者との間でのシナジーの創出に向けた複数回の協議・検討を行ってまいりました。

その間、当社は、2016年3月上旬から同年4月中旬にかけて、対象者の代表取締役社長である小出齊氏との面談を複数回実施し、対象者との協働に関する当社の取組方針を説明するとともに、当社による対象者の連結子会社化を含む資本業務提携の実施の是非及びその方法についての協議・交渉を複数回にわたって行ってまいりました。

このような協議・検討・交渉の結果、当社は、2016年4月26日、対象者に対して、当社が対象者を連結子会社化することを含む資本業務提携の方法として、本取引、すなわち、当社による対象者株式に対する本公開買付け及び当社を割当予定先とする本第三者割当増資を実行することを提案しました。

その後の協議・交渉を経て、当社は、2016年6月9日、本公開買付けと本第三者割当増資を組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本資本業務提携契約を締結すること、本公開買付けを実施すること、及び本第三者割当増資に関して対象者が2016年6月9日に関東財務局長に提出した対象者有価証券届出書の効力の発生を条件として、対象者が実施する本

第三者割当増資により発行する対象者株式を当社が引き受けることを決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社は、2016年6月8日に大和証券より本株式価値算定書を受領し、株式価値の算定結果の報告を受けております。なお、当社は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

大和証券による対象者株式1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 618円～718円
DCF法	: 774円～978円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、本公開買付価格の決定にあたって大和証券から取得した本株式価値算定書の結果を踏まえつつ、当社において実施した対象者に対するデュール・ディリジェンスの結果、対象者を連結子会社化することにより期待されるシナジーその他本資本業務提携契約により見込まれるメリット、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向、対象者との間の協議・交渉等の経過等を総合的に勘案し、2016年6月9日、本公開買付価格を850円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社の算定機関である大和証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,427,700株	990,800株	2,427,700株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（990,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,427,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。

(注5) 買付予定数の下限は、対象者が2016年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の発行済株式総数（5,354,800株）から、本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数（400,200株）を控除した株式数（4,954,600株）の、20.00%に相当する数（990,900株）（但し、100株単位未満を切り捨てた数）から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式（100株）を控除した株式数を記載しております。

(注6) 買付予定数の上限は、対象者が2016年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、49.00%に相当する数(2,427,800株)(但し、100株単位未満を切り上げた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における当社の所有株券等に係る議決権の数	24,278個	(買付け等後における株券等所有割合49.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	49,520個	

(注1) 「買付け等後における当社の所有株券等に係る議決権の数」は、買付け等前における当社の所有株券等の数(100株)に係る議決権の数(1個)に、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(2,427,700株)に係る議決権の数(24,277個)を加算した数を記載しております

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本有価証券報告書に記載された2016年1月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における当社の所有株券等に係る議決権の数」の計算においては、本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の対象者の発行済株式総数(5,354,800株)から、同本四半期決算短信に記載された2016年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)に係る議決権の数(49,546個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 2016年6月9日現在の対象者が発行する本新株予約権が行使されることにより発行等される可能性のある対象者普通株式は、最大477,300株であり、かかる新株予約権の行使により対象者普通株式が発行等された場合には、上記「買付け等後における株券等所有割合」は、49.00%を下回ることとなります。

(注5) 対象者は、2016年6月9日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資について決議しているとのことです。なお、本第三者割当増資に関して、当社は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本日現在当社が所有する対象者株式(100株)と合計して、増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式(但し、100株単位未満を切り上げた数)について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(2,373,400株)のうち全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

(7) 買付代金 2,063,545,000円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けの買付予定数(2,427,700株)に本公開買付価格(850円)を乗じ

た金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2016年7月29日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（990,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,427,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）を減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合に

は、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、（i）公開買付者が、公正取引委員会から、その事業の一部の譲渡等を命じる排除措置命令の事前通知を受けた場合、（ii）措置期間が満了しない場合、又は、（iii）公開買付者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
（その他の大和証券株式会社全国各支店）

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条第 2 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2016 年 6 月 10 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人
大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の実施を通じて、優れた顧客基盤及びマーケティング・ノウハウを有し、女性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める「Yahoo!ブックスストア」を展開する当社と、電子書籍における豊富な知見及び作者・出版社との良好なリレーションを有し、男性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める対象者が同一グループとなり、強固な資本関係を前提に双方の経営資源を円滑に相互活用することで、競合他社と差別化されたサービス提案（具体的には、①コンテンツの提供におけるシナジー、②販売促進におけるシナジー、③システム開発におけるシナジー、④集客におけるシナジー）を実現し、ひいては各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に至ったことから、2016年6月9日開催の対象者取締役会において、対象者の全ての取締役が出席し、取締役の全員一致により、本資本業務提携契約を締結することを決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

一方で、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者は本公開買付け後も対象者株式の上場を維持する方針であるため、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会において、公開買付者と会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役はいないとのことです。そのため、上記2016年6月9日開催の対象者取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には、対象者の全ての取締役が参加しているとのことです。

また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することについて、異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には本取引に関して利害関係を有する者はいないとのことです。

詳細については、上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本第三者割当増資

対象者は、2016年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付期間の終了後の2016年7月29日から2016年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付け価格と同額である1株当たり850円、発行

価額総額約 2,017 百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。) について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本日現在当社が所有する対象者株式 (100 株) と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を 41.00% とするために必要な数の対象者株式 (但し、100 株単位未満を切り上げた数) について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数 (普通株式 2,373,400 株) のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「1. 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照下さい。

③ 本資本業務提携契約

当社は、対象者との間で、2016 年 6 月 9 日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約の詳細については、上記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、2016 年 6 月 7 日に本四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者の決算短信の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況 (連結)

会計期間	2017年1月期第1四半期累計期間
売上高	2,223,125 千円
売上原価	1,447,474 千円
販売費及び一般管理費	831,641 千円
営業外収益	2,481 千円
営業外費用	865 千円
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	△54,926 千円

② 1 株当たりの状況 (連結)

会計期間	2017年1月期第1四半期累計期間
1 株当たり四半期純損失 (△)	△11.09 円
1 株当たり配当額	0.00 円

以 上

